

【答申の概要】

諮問第 145 号 「医療事故に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て」

件名	医療事故に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	平成 13 年 1 月 1 日から平成 16 年 12 月末日までの間に作成された県立総合病院における医療事故に関する文書
非開示理由	条例第 7 条第 2 号 (個人情報)、第 5 号 (審議検討情報)、第 6 号 (事務事業情報)
実施機関	静岡県知事 (県立総合病院)
諮問期日	平成 17 年 9 月 15 日
主な論点	医療事故等調査委員会議事録、医療事故報告書及び係争案件についての伺いは、患者の住所や氏名等を除いて部分開示ができるか。

**審査会の結論**

静岡県知事が非開示とした部分のうち次の部分は開示すべきである。

- (1) 医療事故等調査委員会議事録のうち日時、場所並びに出席者 (委員以外の出席者を除く。)の職及び氏名
- (2) 医療事故等報告書のうち報告書の作成日、病院の開設者又は管理者の住所及び氏名、病院の名称及び所在地、警察署への届出、事故の原因解明及び再発防止に関する検討の過程
- (3) 係争案件についての伺いのうち文書記号及び文書番号、文書の日付、あて先並びに発信者名

**審査会の判断**

- (1) 医療事故等調査委員会議事録について
  - ア 日時及び場所は、公にしても委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは言えず、条例第 7 条第 5 号に該当しない。
  - イ 出席者の職及び氏名は、公務員の職務遂行情報であり、条例第 7 条第 2 号ただし書ウに該当する。しかし、委員以外の出席者は医療事故に関与した担当医師及び看護師であり、職及び氏名を開示すると、他の情報と照合することによって患者を識別することができることとなるので、条例第 7 条第 2 号に該当する。
  - ウ 患者の氏名は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第 7 条第 2 号に該当する。
  - エ 議事内容は、特定の患者の病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態、家族の状況等に関する出席者の発言が記載されている。これらの情報は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第 7 条第 2 号に該当する。
- (2) 医療事故等報告書について
  - ア 報告書の作成日並びに病院の名称及び所在地は、個人に関する情報ではないから条例第 7 条第 2 号に該当しない。
  - イ 病院の開設者又は管理者の住所及び氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるが、公務員の職務遂行情報であり、条例第 7 条第 2 号ただし書

ウに該当する。

ウ 患者の氏名、住所、生年月日及び性別は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当する。

エ 診療の経過は、特定の患者に係る初診時の状況及び初診時から事故発生までの経過が記載されている。これらの情報は、極めて機微にわたる私的な情報であるため、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。

オ 事故の概要及び経過は、特定の患者に係る事故発生の状況、事故発生後の医療上の処置、転帰及び今後の回復の見込、事故の発生原因並びに従事者の職及び氏名が記載されている。従事者の職及び氏名を除く部分は、極めて機微にわたる私的な情報であるため、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。また、従事者の職及び氏名は、医療事故に関与した医師の職及び氏名であり、他の情報と照合することによって患者を識別することができることとなるので、条例第7条第2号に該当する。

カ 患者及びその家族への対応は、病院側の患者に対する対応の内容、患者及びその家族の理解状況及び要望、対応者の職及び氏名が記載されている。対応者の職及び氏名を除いた部分は、極めて機微にわたる私的な情報であるため、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。対応者の職及び氏名は、患者及びその家族に対応した医師及び看護師の職及び氏名であり、他の情報と照合することによって患者を識別することができることとなるので、条例第7条第2号に該当する。

キ 警察署への届出は、届出の有無及び理由が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報ではないから条例第7条第2号に該当しない。

ク 事故の原因解明及び再発防止に関する検討の過程には、事故における患者の状況と直接関係しない一般的な記載がされている文書と事故における患者の状況に関する記載がされている文書とがあった。事故における患者の状況と直接関係しない一般的な記載がされている文書については、条例第7条第2号の非開示情報に該当しないが、事故における患者の状況に関する記載がされている文書については、極めて機微にわたる私的な情報であるため、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。

ケ 現在とられている事故防止対策の状況には、患者の状況と直接関係しない一般的な事故防止対策が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報ではないから条例第7条第2号に該当しない。

コ 今後の再発防止策には、患者の状況と直接関係しない一般的な再発防止策が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報ではないから条例第7条第2号に該当しない。

(3) 係争案件についての伺いについて

ア 文書記号及び文書番号、文書の日付、あて先並びに発信者名は、条例第7条第2号及び第6号の非開示情報のいずれにも該当しない。

イ 標題及び本文には、特定の患者の氏名、病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態等に関する記載が含まれている。これらの情報は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であるため、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。